

会長専決事項の処理について

平成18年4月21日以降において、中央防災会議運営要領（以下「運営要領」という。）第5及び第6の規定に基づき、下記のとおり会長専決事項の処理を行ったので、運営要領第7の規定に基づき報告して承認を求める。

平成18年6月2日

中央防災会議会長 小泉 純一郎

記

件名	年月日	事項
地域防災計画の修正	H18.5.11	北海道、長野県、高知県
	H18.5.15	福岡県
	小計	4件
梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について	H18.5.22	中央防災会議通達「梅雨期及び台風期における防災態勢強化について」を各指定行政機関の長、各都道府県防災会議会長、各指定公共機関の代表者宛通知
	小計	1件
合計		5件

(参考)

中 防 災 第 1 6 号
(中 防 消 第 3 5 号)
平成 1 8 年 5 月 2 2 日

各指定行政機関の長
(各都道府県防災会議会長) あて
各指定公共機関の代表者

内閣総理大臣
(中央防災会議会長)
小 泉 純 一 郎

梅雨期及び台風期における防災態勢強化について

貴職におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、平成 1 6 年の観測史上最多の上陸となった台風や新潟・福島及び福井における豪雨、昨年の台風第 1 4 号などの風水害により多数の人的被害及び住家被害などが発生したことから、梅雨期及び台風期における人命の保護を第一義として、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図られたい。

なお、関係機関(市町村)に対する指導(周知)方よろしく願います。

記

1. 近年における災害の状況にかんがみ、土砂崩れ、河川のはん濫、高潮等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携の下に、
災害発生のおそれのある危険箇所等の巡視・点検の徹底
異常降雨時におけるダム等の管理の強化
降雨等の気象状況及び大雨警報等に関する情報の収集・伝達の徹底
洪水予報や浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の防災情報の住民等への伝達の徹底
警戒避難態勢の強化
等に万全を期すること。
また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることにかんがみ、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携を始め、広報誌、防災行政無線等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。
なお、地下空間における浸水対策についても施設管理者と連携し、避難誘導等安全体制の確保に十分配慮すること。
2. 平成 1 7 年 3 月に中央防災会議で報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び平成 1 8 年 4 月に中央防災会議で報告された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(改訂版)の趣旨及び内容を理解の上、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルの作成、災害時要援護者情報の共有及び避難支援プランの作成等を推進し、適切な防災対策の推進に努めること。
3. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。特に、平成 1 7 年の風水害や平成 1 8 年豪雪等により被災した箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。